

職務内容書

1. 本法人の概要

(1) 概要

本法人は、平成2年7月1日に設立された財団法人電源地域振興センターを前身とし、平成24年4月1日に一般財団法人電源地域振興センターとして、特例民法法人（財団法人）から移行設立され、主として電源地域等の長期的かつ自立的な振興を図り、これを通じて、電源立地の円滑化、電力供給の安定確保を実現し、もって我が国経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

(2) 主な業務内容

- ① 調査及び研究
- ② 情報の収集、提供及びコンサルティング
- ③ 研修会、シンポジウム等の開催
- ④ 専門家の登録及び派遣
- ⑤ 地域資源の開発、改良、紹介
- ⑥ 各種給付金等の交付
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

2. ポスト

専務理事（代表理事、常勤） 1名

3. 任期

平成30年6月の定時評議員会開催日から平成32年6月の定時評議員会の終結の時まで。再任される場合もあります。

4. 職務内容

本法人を代表し、業務を総括する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5. 必要な資格、経験等

- (1) 原則として、評議員会における選任時点で68歳未満であること。
- (2) 本法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力と関連する法令についての知見を有していること。
- (3) 中立性、公平性を旨として事業を遂行でき、本法人の内部統治、内部統制システムを遵守でき、人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (4) わが国の電力を中心とするエネルギー問題や政策動向、電力業界の事情に関する識見を有していること。

(5) 電源地域の自治体、民間企業、国等との円滑な意思疎通、交渉及び調整業務ができる十分な経験及び能力を有していること。

(6) 約50人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。

6. 欠格事項等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第一項に該当する場合は、理事となることはできません。

7. 勤務条件等

(1) 勤務形態

常勤

(2) 勤務地

一般財団法人電源地域振興センター

(東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番3号 堀留中央ビル7階)

(3) 勤務時間

役員であることから勤務時間、休暇の定めはありません。

(4) 報酬

役員報酬規程により支給(通勤交通費は別途支給)

(5) 福利厚生

健康保険、厚生年金、健康診断等